

## 宮城県国民健康保険運営協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県国民健康保険運営協議会条例（平成28年宮城県条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、宮城県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長の代理)

第2条 条例第3条第3項に定める委員は、公益を代表する委員のうちから会長が指名する。

### (委員欠席の取扱い)

第3条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。ただし、会長が必要と認めた場合には、この限りでない。  
2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

### (協議会の公開)

第4条 協議会は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10条）第19条の規定により非公開とする場合を除き、公開とする。

### (会議録)

第5条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。  
2 会議録には、会長及び協議会において定めた委員の2名が署名しなければならない。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮城県保健福祉部国保医療課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。